



# 国保の届け出が遅

(加入・脱退の届け出)

# れるとこんなことになります

(は、14日以内に行いましょう)

## 国保に加入するとき

■他市町村から転入したとき  
(職場の健康保険などに加入していない場合。国保は市区町村ごとに運営されていますので、転入転出すると、国保もかわります)

■職場の健康保険をやめたとき  
■出生したとき  
■生活保護を受けなくなったとき

## 国保への加入の届け出が遅れると

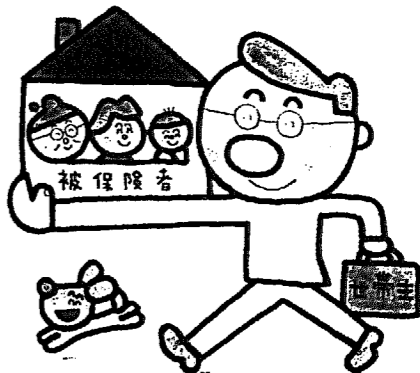
**問** 会社をやめて、何か月たったAさんは、急に医者にかかることになりました。手元に保険者証がないので、国保に加入するつもりです。加入の資格は、いつからなのでしょう。

**答** 会社をやめて、国保に加入するときは、会社をやめた日の翌日が、国保に加入する日となります。

このことから、加入の届け出が遅れるとその分までさかのぼって保険税を納めなければならなりません。

よく、届け出をした日が国保に加入する日と考えている方がいらっしゃると思いますが、我が国では、国民のすべてが何らかの医療保険に

加入しなければならぬことになっていきます(国民皆保険制度)のでご理解をお願いします。



## 加入手続きに必要なものは

■健康保険 資格等喪失連絡票  
■厚生年金 (勤めていた会社からもらって来てください)  
■印鑑  
■年金手帳

## 国保の加入をやめるとき

■他市町村へ転出したとき  
■職場の健康保険などへ入ったとき  
■死亡したとき  
■生活保護を受け始めたとき

## やめる届け出が遅れると

**問** 国保に加入していたBさんが、会社に勤め始めました。まだ会社のほうから保険者証をもらっていないため、国保をやめる届け出をしていません。しかし、この間に医者にかかることになり、国保の保険者証を使って、診療を受けた場合どうなるのでしょうか。

**答** 会社に勤めていたという事は、すでに社会保険のほうの資格を取得しているわけですので、国保の保険者証は使えません。

国保の資格がすでにないのに、国保の保険者証を使って医者にかかる人が最近多くいますが、このような場合は、国保で負担した医療費(かかった費用の7割または8割分)は、後でお返しいただきますのでご注意ください。  
※会社から保険者証が交付されない間に医者にかかる場合は、保険の係の方にその旨、お話ししてください。

## やめる手続きに必要なものは

■国保の保険者証  
■職場の健康保険の保険者証

(未交付の場合は:)

■健康保険 資格等取得連絡票  
■厚生年金  
■印鑑  
■年金手帳

## 保険税を期限内に納めるために便利な口座振替をご利用ください

口座振替にすると金融機関から自動的に引き落としになるため納め忘れがありません。また納期ごとに納めに行く手間がはぶけるため大変便利です。

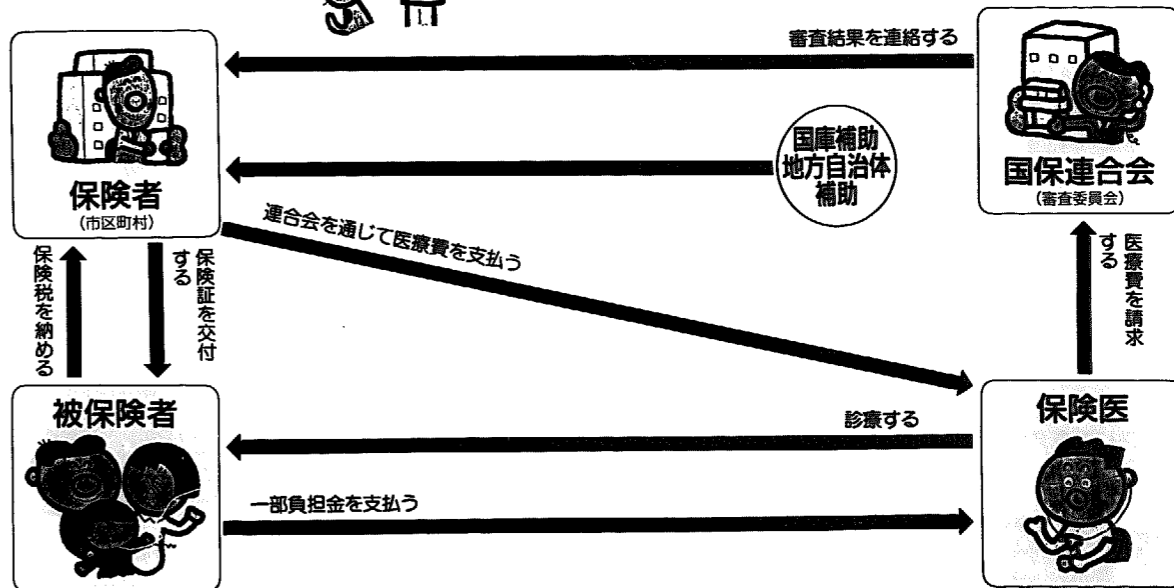
手続きは簡単です!  
岩室村指定金融機関、または役場の窓口でできます。  
その時、「通帳の届け出印」と「通帳」をご持参ください。

## 国保Q&A

Q: 子供が現在の居住地を離れて修学することになりました。保険者証が一枚だと不便なのですが?  
A: 保険者証は、原則として一世帯に一枚の交付ですが、居住地を離れ修学したり、長期間離れる場合には、届け出によりその被保険者のためにもう一枚の保険者証が交付されます。  
Q: 保険者証が破れてしまったのですが、取りかえてもらえますか?

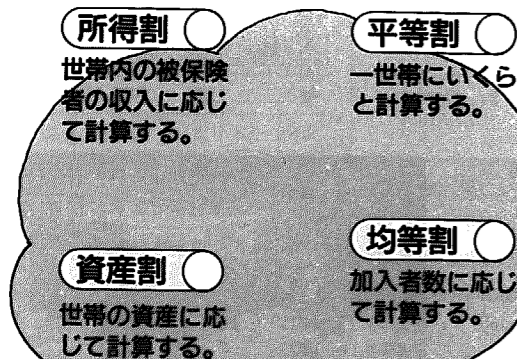
国保のしくみは、簡単にいうと図のようになっています。わたしたち被保険者は医療費の一部負担金3割(または2割)を支払うだけで治療が受けられます。残りの7割(または8割)は保険者からお医者さんに支払われるからです。保険証でみてもらえるお医者さんを保険医とよび、全国ほとんどの医療機関で使用できます。

国保はどんなしくみになっているのですか?



## 保険税の計算

保険税は基本的には保険で必要とされる費用のうち、保険税として確保しなければならない総額について市区町村が次の方法を組み合わせて決めます。



か?  
A: 保険者証を紛失したり、破損や汚れたりしたとき、新しい保険者証を再発行してもらおうことができますので申し出てください。使えなくなった保険者証は無効になります。担当窓口には必ず返してください。  
Q: 医療費が高額になると、払い戻しが受けられる制度があるようですが、詳しく教えてください。  
A: 被保険者が同一月内に同一の医療機関で治療を受け、一部負担金が六万三千六百円(住民税非課税の場合三万五千四百円)を超えたとき、申請により、その超えた

額が国保から支給されます。これを高額療養費といいます。  
Q: 医療費が増えると保険税が増えるといわれますが、医療費を増やさないようにはできないでしょうか?  
A: 現実として、医療費は毎年増え続けて国保財政を非常に苦しいものにしていきます。医療技術の向上、人件費の増加、慢性疾患となる成人病の増加などに加え、お医者さんのかかりかたも医療費増加の原因の一つです。正しい受診のしかたで、あなたの健康を守ることで、医療費の節約にもなるのです。